

お寺の法律相談

夫と同じ墓に入りたくない妻

Q：夫と同じお墓に入りたくないのですが。

A：平成28年の民間の調査ですが、最近では、「夫と同じ墓に入りたくない」妻の割合が、30%を超えていることがわかりました。

妻が遺言書で自分の祭祀承継者を夫以外に定めたいと、このような遺言書を残した場合は、祭祀承継者が遺言どおりに夫とは別の墓に妻のお骨を入れるということになります。例えば遺言書で既に夫とは別の墓地を確保していることが明らか場合は、その墓に亡妻のお骨を入れる、ということ

す。

最近では、いわゆる永代供養墓（供養という言葉は不要とも思えますが・・・）といったものが増えていますが、妻が家の墓とは別の永代供養墓に入ることを望む例も結構見られます。

このとき、夫が遺言書を見捨てて亡妻のお骨を家の墓に納めようとしても、祭祀承継者の指定がある場合は、民法897条により遺言書の定めは法的拘束力を持つことになり、夫の意向とは異なる結果になるでしょう。

生前から祭祀承継者として指定

する者との間でよく話し合って、自分の遺志どおりにしてもらった承諾をもらっておくべきだと思います。

以上

民法第897条 祭祀に関する権利の承継

1項

系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。

ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

2項

前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

弁護士 金尾 哲也（かなお・てつや）



民事事件（遺産事件、不動産の売買賃貸に関する事件、損害賠償請求事件等）、商事事件（企業M&A、会社訴訟等）を中心に業務に専念しています。誠実に依頼人の言葉を聞き、依頼人の思いに沿った事件対応を心掛けています。一方、昭和59年より、「議員定数訴訟」いわゆる「一票の格差」訴訟の当事者の一人として訴えを提起し、「投票権」の法の下での平等を求めて活動中です。